

宿泊施設インバウンド対応支援事業（補助対象経費等）

補助対象経費	・館内及び客室内のWi-Fi整備 ・館内及び客室内のトイレの洋式化 ・自社サイトの多言語化（宿泊予約の機能を有するサイトに限る。） ・館内及び客室内のテレビの国際放送設備の整備 ・館内及び客室内の案内表示の多言語化 ・客室の和洋室化 ・オペレーターによる24時間対応可能な翻訳システムの導入又は業務効率化のためのタブレット端末の整備 ・クレジットカード決済端末の整備 ・ムスリムの受入のためのマニュアルの作成 ・その他宿泊施設の稼働率及び訪日外国人の宿泊者数を向上させるために必要であると大臣が認めた事業（宿泊事業者等団体の運営費、宿泊事業者の人件費など経常的経費は補助対象外）
補助率	1/2
補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じて得た額以内とする。 ただし、訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画に基づき事業を行う宿泊事業者等団体又は構成員宿泊事業者に対する補助金の合計額は、宿泊事業者等団体又は構成員宿泊事業者の数に100万円を乗じた額を上限とする。 また、宿泊事業者等団体又は一の構成員宿泊事業者に対する補助金の額は100万円を上限とする。
補助金の額の確定	次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。 (1) 補助対象事業の実施に要した補助対象経費の実績額に基づく補助金の額 (2) 補助金交付決定額（交付決定額を変更した場合は、当該変更後の額）
備考	※ 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。（申請時において当該補助金に係る仕入に係る消費税相当額が明らかでない場合は、この限りではない。） ※ 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てるものとする。